



# 島根県報

平成17年12月13日 (火)  
第 1,735 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示		
保安林の指定の解除 ( 2 件 )	( 森 林 整 備 課 )	1
土地収用法の規定に基づく事業の認定	( 用 地 対 策 課 )	2
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	3
道路の供用開始	( " )	4
特定調達公告		
島根県立松江農林高等学校及び島根県立出雲農林高等学校の電子計算組織一式の 調達に係る一般競争入札の実施	( 教 育 施 設 課 )	4
選管告示		
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す る者の総数の50分の1及び3分の1の数		6

## 告 示

### 島根県告示第1,266号

森林法 ( 昭和26年法律第249号 ) 第26条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年12月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町岬町漆谷2058 - 1、2058 - 4、2058 - 5、2058 - 15から2058 - 17まで
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

### 島根県告示第1,267号

森林法 ( 昭和26年法律第249号 ) 第26条の 2 第 2 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年12月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町西比田2742・2742内 1 ( 以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。 )
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,268号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年12月13日

島根県知事 澄田信義

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

松江市歴史資料館(仮称)整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市殿町地内

(2) 使用の部分

島根県松江市殿町地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

松江市歴史資料館(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(以下「法」という。)第3条第22号に掲げる「博物館」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、電源立地地域対策交付金及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、松江城の城下町が形成されて以来発展してきた、松江市とその周辺を含む松江地域の歴史と文化を体系的に学習・理解できる収蔵展示施設を建設するものである。この施設は、住民の学びの場、あるいは、新たな観光資源としての活用が見込まれることから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、専門の学芸員を必要数配置し、これまでの展示施設が保管する歴史資料を一元的に管理するとともに、新たな資料の調査・収集と、これらを研究・展示する中核的施設を建設しようとするものである。

松江市には、現在、歴史資料を所蔵・展示している市の公共施設としては、「松江城天守」・「松江郷土館」・「武家屋敷」・「小泉八雲記念館」があるが、大半が既存の文化財建造物を利用してあり、歴史資料の保存上望まし

い状態ではないことに加え、市民や観光客にとって松江地域の歴史と文化を一体的に学習する施設がないことから、本件事業を実施する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所(第4別館2階 歴史資料館整備室)

島根県告示第1,269号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	安来木次線	雲南市大東町下久野1114番1地先から同393番1地先まで	前	メートル 4.00~ 25.00	メートル 383.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	12.50~ 100.00	378.00		
"	出雲三刀屋線	出雲市大津町土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	A	6.00~ 23.00	5,900.00	出雲土木建築事務所	左記のA、B1及びB2は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ延伸
			前B1	20.10~ 33.50	238.10		
		B2	12.00~ 80.00	2,755.00			
		A	6.00~ 23.00	5,900.00			
		出雲市大津町土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで					

		出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同字1629番1地先まで	後B1	20.10~ 33.50	246.10		
		出雲市船津町381番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	B2	12.00~ 80.00	2,755.00		
"	三隅井野長浜線	浜田市田橋町27番13地先から同町1332番2地先まで	前	4.00~ 21.00	860.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	5.00~ 61.00	860.00		

島根県告示第1,270号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	杉戸仁多線	雲南市吉田町曾木405番1地先から同425番5地先まで	メートル 230.50	平成17年 12月13日	木次土木建築事務所	
"	邑智大森線	邑智郡美郷町小松地9番1地先から同地先まで	73.05	"	川本土木建築事務所	
"	浜田美都線	浜田市内田町325番4地先から同町1463番1地先まで	77.00	"	浜田土木建築事務所	

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成17年12月13日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア 島根県立松江農林高等学校電子計算組織 一式

イ 島根県立出雲農林高等学校電子計算組織 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月30日(木)

(4) 納入場所

ア 島根県松江市乃木福富町51 島根県立松江農林高等学校

イ 島根県出雲市下横町950 島根県立出雲農林高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-6602)

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成17年12月13日から平成17年12月16日までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札書の受領期限等

日時：平成18年1月23日(月)

ア 午前10時まで 松江農林高等学校電子計算組織一式

イ 午前10時30分まで 出雲農林高等学校電子計算組織一式

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室  
(ただし、郵便による入札にあつては、午前9時必着)

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成18年1月23日(月)

ア 午前10時から 松江農林高等学校電子計算組織一式

イ 午前10時30分から 出雲農林高等学校電子計算組織一式

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

## (8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) その他詳細

入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required

Details: A complete set of computer systems

Desired Date of Delivery: 30 March 2006

Place of Delivery:

- Shimane Prefectural Matsue Agricultural High School  
51 Nogihukutomityou, Matsue-shi, Shimane-ken
- Shimane Prefectural Izumo Agricultural High School  
950 Shimoyokotyou, Izumo-shi, Shimane-ken

## (2) Please tender all information to:

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602

## (3) Deadline for Tender:

10:00 a.m.23 January 2006

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9:00 a.m.23 January 2006)

---

## 選挙管理委員会告示

---

## 島根県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を

有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成17年12月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |  |         |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数   | 12,129  |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 167,737 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)          |         |
|   | 八束第一選挙区  | 6,554   |
|   | 八束第二選挙区  | 5,643   |
|   | 八束第三選挙区  | 4,316   |
|   | 能義選挙区  | 3,985   |
|   | 仁多選挙区  | 4,457   |
|   | 大原選挙区  | 8,587   |
|   | 飯石選挙区  | 5,727   |
|   | 簸川第一選挙区  | 7,354   |
|   | 簸川第二選挙区  | 3,920   |
|   | 簸川第三選挙区  | 4,416   |
|   | 邑智選挙区  | 7,689   |
|   | 那賀選挙区  | 4,903   |
|   | 鹿足選挙区  | 4,835   |
|   | 隠岐選挙区  | 6,673   |
|   | 松江選挙区  | 39,321  |
|   | 浜田選挙区  | 12,128  |
|   | 出雲選挙区  | 23,213  |
|   | 益田・美濃選挙区   | 14,279  |
|   | 大田・邇摩選挙区   | 11,495  |
|   | 安来選挙区  | 8,212   |
|   | 江津選挙区  | 6,636   |
|   | 平田選挙区  | 7,804   |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)     | 167,737 |

